平成２４年（フ）第７８２９号
埼玉県越谷市千間台西２丁目２－１－502
破産者　木本　希予
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８５２号
東京都江東区南砂１丁目11―13―303
破産者　岡崎　智大
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６０号
東京都杉並区荻窪１丁目54－９
破産者　安里　友伸
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９９５号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―615
破産者　田子　勇二
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０号
群馬県邑楽郡千代田町赤岩1748－７
破産者　有限会社石のコウノ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８１２号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目607番地東観グランドマンション第２大宮405号、営業所所在地埼玉県さいたま市西区指扇3678番地１　Ｍ．Ｒ．Ｆ202号
破産者　有限会社ナイス
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
さいたま市浦和区常盤９丁目32番10号
破産者　株式会社シナプス
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
千葉県流山市名都借199番地の１コーポラスＮｏ．５―201
破産者　川崎　久雄
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４７号
千葉県柏市光ケ丘団地３番８―601号
破産者　田中　　保
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３９０号
福岡県北九州市小倉南区葛原３丁目３―18、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘３―18―２―Ａ204
破産者　坂井　敏彦
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３０５号
東京都中央区日本橋中洲11―14―404
破産者　淺川　文智
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５８号
神奈川県相模原市南区北里２丁目９番18号
破産者　有限会社ガウディ・デザイン・スタジオ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８０８号
東京都中央区東日本橋２丁目24番11号
破産者　中小企業福利厚生機構株式会社
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２７４号
東京都新宿区大久保２丁目19番２号
破産者　株式会社清雅
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２７５号
東京都新宿区大久保２丁目14―16―202
破産者　朴　　昭妍
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３３号
東京都江戸川区平井６丁目27番４号
破産者　株式会社フジマス
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６１０号
東京都新宿区市谷薬王寺町70番地８
破産者　株式会社ライジング商事
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２号
東京都羽村市羽東１丁目31番５号都営羽東１丁目アパート304
破産者　津止　聰子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８２５号
横浜市旭区上白根２丁目60番地18号
破産者　株式会社あしたば
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０４号
青森県下北郡佐井村大字佐井字中道82番地111
破産者　株式会社北進機工
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
愛知県豊橋市多米中町１丁目18番地の７
破産者　新和通信株式会社
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５２号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦284番地５
破産者　被相続人山下崇充相続財産
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部